

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年2月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2300291号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2300014号

第1 結論

昭和62年4月から同年9月までの請求期間及び昭和63年3月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成2年3月の請求期間については、国民年金第3号被保険者であった期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和62年4月から同年9月まで
② 昭和63年3月から同年9月まで
③ 平成2年3月

請求期間①及び②について、私は、請求期間①は会社を退職した直後の昭和62年4月頃に、A市役所又は社会保険事務所(当時)の窓口で、請求期間②は会社を退職した直後の昭和63年3月頃に、場所は定かではないが、それぞれ国民年金への加入手続を行った。請求期間①及び②の国民年金保険料については、納付場所及び納付金額などは覚えていないが、毎月、請求期間①及び②当時に納付していたと思う。

請求期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

請求期間③について、当該期間も継続して被扶養配偶者であったにもかかわらず、国民年金の記録を確認したところ、当該期間が第3号被保険者に該当しない期間とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者は、請求期間①は会社を退職した直後の昭和62年4月頃に、請求期間②は会社を退職した直後の昭和63年3月頃に、それぞれ国民年金への加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者から提出された年金手帳(写)に記載されている国民年金手帳記号番号(*)の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、平成2年3月ないし同年4月頃と推認され、請求者の主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

また、請求期間①及び②の国民年金保険料については、請求者は、納付場所及び納付金額などは覚えていないものの、毎月、請求期間①及び②当時に納付していたと思うと主張しているが、オンライン記録によると、上記の国民年金手帳記号番号により平成2年4月6日に請求者に係る国民年金第3号被保険者の記録（昭和63年10月6日資格取得）の事務処理が遡って行われ、その後、平成5年12月2日に請求者の請求期間①及び②に係る国民年金第1号被保険者の記録（昭和62年4月4日資格取得及び昭和63年3月1日資格取得）の事務処理が遡って行われていることが確認できる上、A市の請求者に係る国民年金被保険者名簿においても、国民年金の資格取得日（第3号被保険者）は昭和63（1988）年10月6日と記載されていることが確認できることから、請求者は、上述の推認される加入手続時期まで国民年金に未加入であり、制度上、請求期間①及び②当時に、保険料を納付することはできない。

さらに、請求期間②の国民年金保険料については、上述の推認される加入手続時期において、当該期間の一部の期間の保険料を遡って納付することは可能であるものの、請求者は、当該期間の保険料を遡ってまとめて納付した覚えはない旨陳述している。

加えて、請求期間①及び②について、請求者の主張のとおり、当該期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

2 請求期間③について、請求者は、当該期間も継続して被扶養配偶者であったにもかかわらず、当該期間が国民年金第3号被保険者に該当しない期間とされていることに納得できないので、当該期間を国民年金第3号被保険者期間に記録を訂正してほしい旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者は、請求期間③において、国民年金第3号被保険者の国民年金法上の資格要件（国民年金法第7条第1項第3号）を満たしていないことが確認できることから、当該期間は、制度上、国民年金第3号被保険者になることはできない期間である。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の請求期間③について、国民年金第3号被保険者であった期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300294 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 2300015 号

第1 結論

平成5年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成5年1月から同年3月まで

私は、国民年金の加入手続については覚えていないが、平成4年12月末に会社を退職した後、雇用保険の基本手当を受給するために、A市又はB市のハローワーク若しくは市役所へ行き、就職が決まった後に、ハローワークの窓口で請求期間の国民年金保険料と国民健康保険料を払うよう納付書を渡された。請求期間の国民年金保険料については、納付した場所は覚えていないが、納付書に現金を添えてすぐに納付した。請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、当該期間に係る記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付場所については記憶が明確ではないものの、ハローワークの窓口で請求期間に係る保険料の納付書を渡され、すぐに納付したと主張しているが、A市を管轄するハローワークC及びB市を管轄するハローワークDは、請求期間当時、国民年金の業務を取り扱っていない旨陳述していることから、請求者の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録において、請求者が請求期間直後に加入した厚生年金保険の被保険者資格取得日である平成5年4月1日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、A市役所及びB市役所は、請求者に係る国民年金加入状況及び保険料納付状況について確認できる資料を保管していないと回答している。

加えて、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名

検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者は、年金手帳は1冊のみでこれ以外に所持していないと陳述しているところ、請求者から提出された年金手帳（写）は、請求者が請求期間直前において、厚生年金保険の被保険者資格を取得したときに交付されたものであり、仮に当該手帳を使い国民年金の加入手続が行われていれば、当該手帳に国民年金の記号番号が記載されることとなるが、その記載がないことから、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されていた状況はうかがえない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2300296号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2300044号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年5月1日から昭和64年1月1日まで

私は、請求期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る被保険者記録がない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間のうち、昭和61年11月1日から昭和63年12月31日までの期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録及び紙台帳事業所名簿検索システムにより、事業所の名称検索を行ったが、請求者が勤務していたとするA社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A社の元事業主は、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については資料がないため不明と回答している。

さらに、請求者が名前を挙げている同僚は、A社は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2300298号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2300045号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(昭和51年9月1日、B社に名称変更)における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和30年5月15日から昭和59年10月21日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、私が、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、支給されていた給与額より低く記録されている。

請求期間に係る給与明細(写)を提出するので、調査の上、当該期間に係る標準報酬月額の記録を見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る給与明細(写)を提出するので、当該期間の標準報酬月額の記録を見直ししてほしい旨主張しているところ、当該給与明細(写)はA社もしくはB社の名称、給与内訳及び月が記載されているが、年の記載がないため何年の給与明細なのか確認できないものの、当該給与明細(写)について、内訳に記載されている本給額、昇給額、各種手当額及び社会保険料控除額から請求期間のうち、昭和37年4月1日から昭和59年10月1日までの期間(昭和37年7月1日から同年8月1日までの期間、昭和40年3月1日から同年4月1日までの期間、昭和41年11月1日から同年12月1日までの期間、昭和48年4月1日から同年5月1日までの期間及び昭和51年6月1日から同年7月1日までの期間を除く。)の給与明細(写)と推認でき、請求者から提出されたA社の当該期間に係る給与明細(写)及び元事業主の回答により、請求者は、当該期間のうち、一部の期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える標準報酬月額に相当する報酬月額の支払を受けていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のい

いずれか低い方の額を認定することとなり、また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、当該認定額がオンライン記録における標準報酬月額を上回る場合である。

したがって、上記給与明細（写）により確認できる請求者の昭和37年4月から昭和59年9月までの期間（昭和37年7月、昭和40年3月、昭和41年11月、昭和48年4月及び昭和51年6月を除く。）に係る各月の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を一部上回るものの、事業主が源泉控除していたと認められる請求者の当該期間に係る厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

また、請求期間のうち、昭和30年5月15日から昭和37年4月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間、昭和40年3月1日から同年4月1日までの期間、昭和41年11月1日から同年12月1日までの期間、昭和48年4月1日から同年5月1日までの期間及び昭和51年6月1日から同年7月1日までの期間について、請求者は当該期間に係る給与明細等の資料を所持しておらず、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳、厚生年金保険被保険者原票及びA社に係る事業所別被保険者名簿において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額が遡及して減額訂正されるなど不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。